

2022年3月



葵総合経営センターだより

特 集

(新設) 事業復活支援金

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「さあ、行こうか」牛場 建一様 撮影

目次

- 2 コロナ禍での税務調査
- 3 褒める健診
- 4 (新設) 事業復活支援金

- 6 育児休業法の改正
- 7 被疑者DNA
- 8 ご案内

コロナ禍での税務調査

センター代表 杉浦 康晴

北京オリンピックが終わり、北京パラリンピックの開催直前となりました。この原稿を書いている現在（2／9）は、ちょうどオリンピック真ただ中で、選手たちの真剣な姿に感動するばかりです。ウインタースポーツを見ていると、一步間違えれば命にかかわるような危険な競技も多く、見ているこちらまで力が入ります。我々もいよいよ大詰めになった確定申告業務を最後まで一生懸命取り組んでまいります。

いまだ続くコロナ禍でさらにオミクロン株が猛威を振るっており、連日過去最高の感染者数の報道がされていますが、このコロナ禍においては税務調査が大幅に減少しました。

相続税について、国税庁が、令和2年7月から令和3年6月までの1年間（令和2事務年度）において、資料情報等から申告額が過少と想定される事案や、申告義務がありながら無申告と思われるものなど5,106件（前事務年度比52.0%減）を実地調査した結果、うち87.6%に当たる4,475件（同50.7%減）から1,785億円（同41.4%減）の申告漏れ課税価格を把握したことを明らかにしました。加算税66億円を含む482億円（同29.3%減）を追徴課税しています。

このように、令和2事務年度においては、新型コロナウイルスの影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査した結

果、実地調査1件当たりでは、申告漏れ課税価格が3,496万円（前事務年度比22.0%増）と増加し、追徴税額は943万円（同47.3%増）となり、過去10年で最高となりました。また、重加算税を賦課した件数は719件（同53.3%減）で、その重加算税賦課対象額は319億円（同44.1%減）にのびります。

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡や来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの「簡易な接触」も積極的にされたようです。（同57.9%増）

税務調査が減少ということで、なんとなく気分的にほっとしておられる納税者も多いと思いますが正しい申告、納税を引き続き行いましょう。



褒める健診

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

神戸大学を中心に複数の大学の教員と学生が兵庫県姫路市夢前町で半年に1度、「よいとこ健診」というユニークな健康診断を地域の高齢者に提供しています。一般の健康診断は健康上の問題点を発見するものですが「よいとこ健診」はその逆で「良いところを褒める」ことを目的とした健診です。

一般的な「減点方式」の健診では、受診者の健康に対するモチベーションを向上させることは難しく、また健診を受診するインセンティブも少ないのが現状であり、よって「褒める」ことで、生活行動のなかの「健康に良いところ」を見つめなおす機会となりフレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）予防や健康づくりのモチベーションアップにつながる「行動変容」を期待するものです。

健診は、健診票の記入、体組成テスト、歩行テスト、口腔機能テストで構成されており、家族、職業、運動量、人付き合いなどの質問項目から健康状態や活動、心の状態を尋ね、そこから良い部分を見つけ褒めていくという内容です※¹。

マーケティングに**顧客価値**という考えがあります。「製品やサービスの利用体験やそこから派生する体験を通じて顧客が得る、顧客にとっての良い作用、顧客にとって意義のあることの総称」という概念であり、注目すべきは、顧客にとっての価値はその商品・サービスの利用場面だけでなく、その前後の体験も含めて創られるという点です※²。

この観点から分析すると「よいとこ健診」

の顧客価値は、まず利用場面において褒められることです。そしてその後の価値として、受診後に例えば家族が褒められたことを喜んでくれるかもしれません。受診者が褒められた返礼として他の誰かを褒め返しそこで幸福感を感じるかもしれません。さらに健康増進へのモチベーションが高まったことで、運動が習慣化し健康増進がはかられたり、地域活動により積極的に参加するようになり自己存在が高められるといったこともあるかもしれません。確定的なことではありませんが、病気の有無を調べる通常の健診では得られない広がりを持った顧客価値を「よいとこ健診」では得ることができそうです。

違いが生じる理由は为什么呢。医療の目的は病気を治すことであり、それはマイナスの状態をゼロの状態に戻すことです。よって一般的な健診は減点方式となります。対して「よいとこ健診」は加点方式であり、ゼロからプラスの状態へ受診者の行動を変えようという異なる目的を持つからではないでしょうか。めざす目的の違いが提供する価値を変えていると考えます。

どちらの価値が良いかは組織の置かれている環境によって異なります。ただ競争激化の環境下、他の事業者との差別化を図るために顧客価値を捉え直し、組織の提供するサービスを見直すことは意味ある観点と考えます。

※¹ <https://www.med.kobe-u.ac.jp/dcme/yoitoko/> 神戸大学 大学院 医学研究科・医学部

※² <https://cs.oricon.co.jp/michitari/article/215/> 日本能率協会 コンサルティング

(新設) 事業復活支援金

葵総合税理士法人 長谷川 直明

コロナの影響を受けた事業の回復に法人は最大250万円、
個人事業主は最大50万円

令和3年11月から令和4年3月までの期間、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響で30%以上売上が減少した事業者を対象に、新しい支援金制度がスタートしました。ここでは概要をご案内します。

対象は、次の2つの要件を両方満たす事業者

- | | |
|-------|---|
| (要件1) | <u>コロナの影響を受けた※</u>
<u>中堅・中小・小規模企業や個人事業主（フリーランスも含まれます）</u> |
| (要件2) | <u>2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が</u>
<u>2018年11月～2021年3月までの間の同じ月に比べ、30%以上減少</u> |

※「コロナの影響を受けた」とは？

該当するケース

需要の減少

- ・国や自治体の要請で、休業や時短営業、イベントの延期・中止、三密回避策などを行った
- ・国や自治体の要請ではないが、コロナ禍を理由に顧客・取引先が休業や時短営業、イベントの延期・中止などを行ったため、売上が減少した
- ・消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行による影響を受けた
- ・海外の都市封鎖や現地規制などのあおりを受けた
- ・コロナ関連の渡航制限や水際対策などにより、海外渡航客や訪日外国人観光客が減少した
- ・上記または下記のいずれかの影響を受けた顧客・取引先からの発注が減少した

供給の制限

- ・コロナの影響による供給減少や流通制限で、生産やサービス提供が困難となった
- ・国や自治体による休業・時短要請等で、業務上不可欠な取引や商談機会の制約を受けた
- ・国や自治体による就業規制・行動自粛要請で、十分な生産やサービス提供が出来なかった

該当しないケース

- ・実際に事業収入が減少したわけではなく、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性がある場合の繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とし、算定上の売上が減少している場合
- ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
- ・要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成りまたは事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等

※ただ、該当するケースであっても、これらの影響を受けたことを示す書類の追加提出を求められる場合があります。

（例：自治体等の要請文、コロナ禍のため休業・時短営業等をしたことを示す公表文 等）

給付額

給付額＝基準期間（※¹）の売上高－対象月（※²）の売上高×5

（※¹）基準期間：「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間で、対象月を判断するために売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間

（※²）対象月：2021年11月～2022年3月のいずれかの月で、かつ、基準期間の同月と比べ売上が30%以上減少した月

●給付の上限額（影響の度合いや規模により異なります）

売上高減少率	個人事業主	（法人）年間売上高 1億円以下	（法人）年間売上高 1億円超～5億円以下	（法人）年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高：基準月を含む事業年度の年間売上高

当事務所は申請に必要な「事前確認」を行う「登録確認機関」でもあります。事前確認の詳細については各担当者にお問い合わせください。

参考：経済産業省「事業復活支援金」ホームページ

育児休業法の改正

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

今回の改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子供の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設と、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等、4月1日より段階的に順次施行されます。改正内容のポイントは次の通りになります。

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（令和4年4月1日より）

育児休業・産後休業の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は全労働者に対して研修会の実施や、相談体制の整備として相談窓口設置などの措置が義務付けられます。

2. 妊娠・出産の申し出者に対する措置（令和4年4月1日より）

本人または配偶者に対して、個別に育児休業制度（給付制度を含む）に関する事項の説明をして周知させることにより、休業等の取得の意向の確認を行わなければなりません。

3. 有期雇用労働者の休業取得要件の緩和（令和4年4月1日より）

「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件が廃止になります。子供が1歳6ヶ月までの間に労働契約が満了して更新がない場合に限り対象除外となります。

（※労使協定の締結により、雇用期間が1年未満の労働者を対象除外とすることは可能です）

4. 男性の育児休業取得促進のための柔軟な休業の枠組みの創設（令和4年10月1日より）

【男性の産休・育休を推進する「出生時育児休業」の創設】

子供の出生後8週間以内に4週間（28日間）まで取得することができるようになります。休業の申出期限は原則休業開始日の2週間前までとし、休業は2回に分割して取得できます。また休業中に上限付きで仕事に就くことが労使協定の締結により事前調整で可能となります。

5. 育児休業の分割取得（令和4年10月1日より）

従来の育児休業制度に関しても、2回に分割して取得可能となります。これにより、様々なタイミングによって夫婦が交代で育児休業を取得しやすくなります。

6. 育児休業取得の状況公表（年1回）の義務付け（令和5年4月1日より）

常時雇用する労働者数が1,000人を超える企業に対し、育児休業取得状況の公表が義務化されます。公表内容は、「男性の育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。インターネット等で一般の方が閲覧可能な公表が求められます。

今回の改正により、就業規則をはじめ労使間の各届出様式の改定・追加が必要となります。職場での休業を取得しやすいとする環境整備と併せて取組んでいくことになります。

参考資料：労働調査会「改正育児・介護休業法等のポイント」他

被疑者DNA

弁護士 長谷川 留美子

刑事ドラマなどでは、DNA鑑定で犯人逮捕、という場面がよくありますが、現実の捜査でいったん採取されたDNA情報はどのようなのでしょうか。

先日、暴行の容疑で逮捕されたものの（この段階では被疑者）裁判で無罪となった人が、捜査で採取されたDNAデータの削除などを求めた裁判で、名古屋地方裁判所は、DNAデータの削除を命じる判決を下しました（ただし控訴中）。

国家公安委員会の定めたDNA型記録取扱規則によると、

「犯罪鑑識官は、その保管する被疑者DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならない。

一 被疑者DNA型記録に係る者が死亡したとき。

二 前号に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。」とされています。「保管する必要」というのはきわめて抽象的で、どんな場合がこれにあたるのか具体的には何もわかりません。DNAデータがたくさん蓄積されていれば将来の犯罪捜査に役立つ可能性も高まりそうですから、捜査機関としては、できるだけたくさんデータを残しておきたいと考えるでしょう。一方、DNAデータの当事者としては、いつまでも自分のDNAデータが捜査機関に残されていることは、気持ちのいいものではありません。

なぜなら、それが役立つのは犯罪現場で採取された遺留資料のDNA型記録と合致して犯人と判断される時だからです。裁判で無罪となった人は、もともと罪を犯してはいなかった、と判断されたわけですから、裁判で有罪となった人（犯罪者）と同じ扱いをされたくないと思うのも無理はありません。

前述の裁判で、名古屋地方裁判所は、憲法第13条が保護する個人の私生活上の自由には、みだりにDNA型などのデータを取得、利用されない自由も含まれるとし、被疑者DNA型記録を保管する必要性は、余罪の存在や再犯のおそれなど具体的な必要性が示されなければならない、無罪となった原告には、そのような具体的な必要性はない、と判断したようです。

なお、犯罪現場その他の場所に被疑者が遺留したと認められる資料について作成された遺留DNA型記録については、

「犯罪鑑識官は、その保管する遺留DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該遺留DNA型記録を抹消しなければならない。

一 遺留DNA型記録に係る事件について確定判決を経たとき。

二 前号に掲げるもののほか、遺留DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。」とされています。こちらは、事件が解決し、裁判の結果判決が確定したときには、データが抹消されるようです。

3月の税務・労務



- 10日◇源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇令和3年分所得税の確定申告、
確定損失申告書の提出及び納付
◇令和3年分所得税の
総収入金額報告書の提出
◇所得税の青色申告の承認申請
◇確定所得税額の延納の届出
◇贈与税の確定申告及び納付
◇財産債務調書の提出
◇国外財産調書の提出
◇個人住民税の申告
◇個人事業税の申告
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方
消費税の確定申告及び納付
◇令和4年1月決算法人の確定
申告、7月決算法人の中間申告、
4月・7月・10月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和4年1月決算法人の
事業所税申告及び納付

4月の税務・労務

- 1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の開始（公示による）
- 11日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇給与支払報告に係る給与所得者
異動届出書の提出
- 5月2日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の終了（公示による）
◇令和4年2月決算法人の確定
申告、8月決算法人の中間申告、
5月・8月・11月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇公共法人等の住民税均等割の
申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税
第1期分の納付
◇軽自動車税の納付
◇令和4年2月決算法人の
事業所税申告及び納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和4年 3月 22日（火）

令和4年 4月 19日（火）

令和4年 5月 18日（水）

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和4年 3月 22日（火）

◎休日のお知らせ

3 月							4 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

鈴木寛大 長谷川直明 鍵谷辰也

小林浩子 近藤陽介 三宅由里

2月半ばは寒い日が続いており、カイロが手放せない状態です。あまりの寒さに室内でコートを着たり手袋をしてみたりしていますが、なかなか温くなりません。

3月号がお手元に届くころには、暖かい日が続いているのでしょうか？暖かくなっているしいいものです。

3月15日まで残りわずか。気を引き締めて、頑張っていきたいと思います。

小林浩子